



DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ

円コース／米ドルコース／豪ドルコース／南アフリカランドコース／ブラジルリアルコース／中国元コース
追加型投信／海外／債券 ※各ファンドは特化型運用を行います。

分配金のお知らせ

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズは、2022年1月5日の決算において基準価額水準、市場動向等を勘案し、各コースの分配金（1万口当たり、税引前）を円コース：15円、米ドルコース：25円、豪ドルコース：10円、南アフリカランドコース：5円、ブラジルリアルコース：3円、中国元コース：60円といたしました。

各コース分配金実績

 円コース	第1期～ 第5期	第6期～ 第11期	第12期～ 第40期	第41期～ 第68期	第69期～ 第105期	第106期～ 第143期	第144期	設定来累計 分配金	
	各50円	各60円	各80円	各60円	各40円	各20円	15円	6,865円	

 米ドルコース	第1期～ 第4期	第5期～ 第25期	第26期～ 第73期	第74期～ 第111期	第112期	設定来累計 分配金	
	各30円	各50円	各80円	各40円	25円	6,555円	

 豪ドルコース	第1期～ 第5期	第6期～ 第11期	第12期～ 第68期	第69期～ 第105期	第106期～ 第123期	第124期～ 第143期	第144期	設定来累計 分配金	
	各80円	各110円	各120円	各70円	各35円	各20円	10円	11,530円	

 南アフリカランド コース	第1期～ 第5期	第6期～ 第11期	第12期～ 第31期	第32期～ 第68期	第69期～ 第74期	第75期～ 第105期	第106期～ 第123期	第124期～ 第143期	第144期	設定来累計 分配金	
	各100円	各120円	各150円	各120円	各70円	各50円	各25円	各15円	5円	11,385円	

 ブラジルリアル コース	第1期～ 第5期	第6期～ 第12期	第13期～ 第31期	第32期～ 第62期	第63期～ 第68期	第69期～ 第74期	第75期～ 第105期	第106期～ 第123期	第124期～ 第143期	第144期	設定来累計 分配金	
	各120円	各150円	各160円	各130円	各100円	各70円	各50円	各25円	各15円	3円	12,043円	

 中国元コース	第1期	第2期～ 第24期	第25期～ 第45期	第46期～ 第93期	第94期～ 第131期	第132期	設定来累計 分配金	
	0円	各30円	各50円	各100円	各60円	60円	8,880円	

※2022年1月5日時点
※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。
※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払い
およびその金額について示唆、保証するものではありません。
※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

運用実績



円コース

基準価額

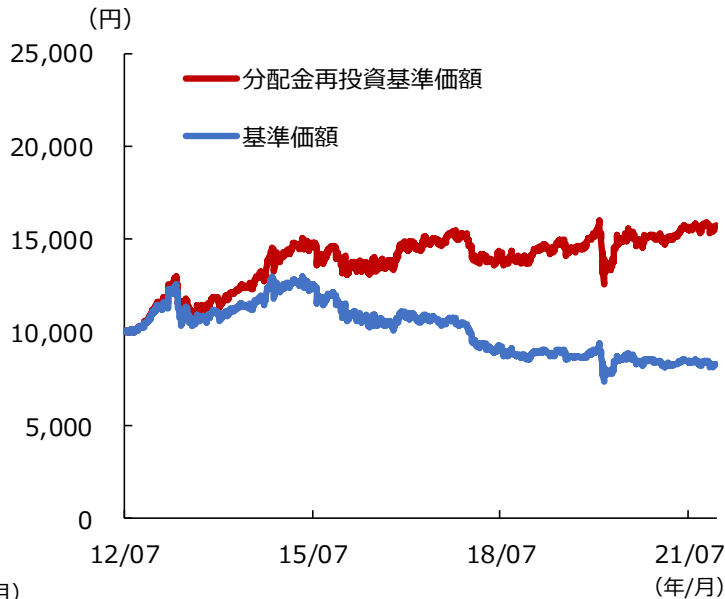
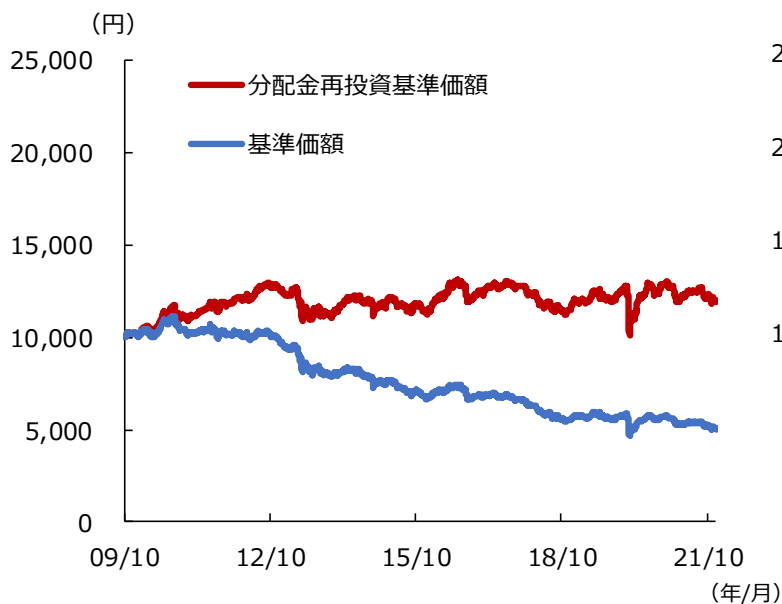
5,047円



米ドルコース

基準価額

8,320円



豪ドルコース

基準価額

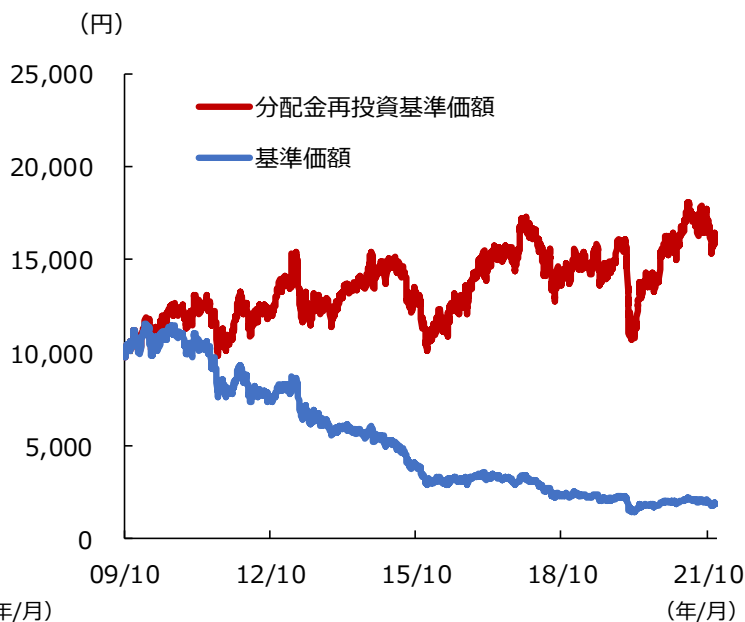
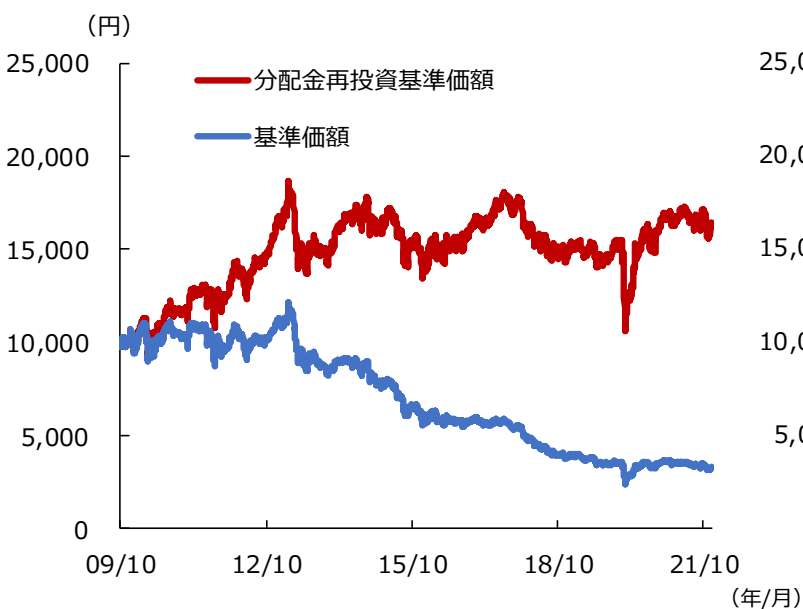
3,309円



南アフリカランドコース

基準価額

1,877円



※期間：2009年10月28日（設定日前営業日）～2022年1月5日（日次）

米ドルコースは2012年7月26日（設定日前営業日）～2022年1月5日（日次）

※基準価額は2022年1月5日時点

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金をファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※P.7の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

※別紙1～3も併せてご確認ください。

運用実績



ブラジルリアルコース

基準価額

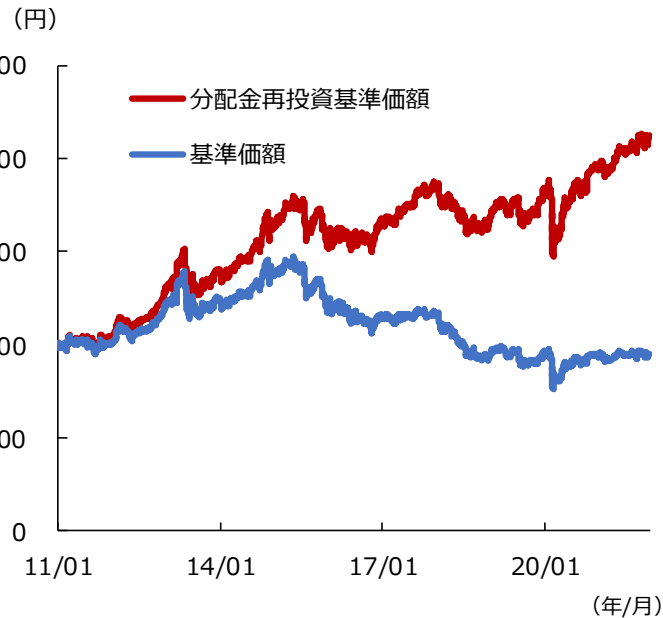
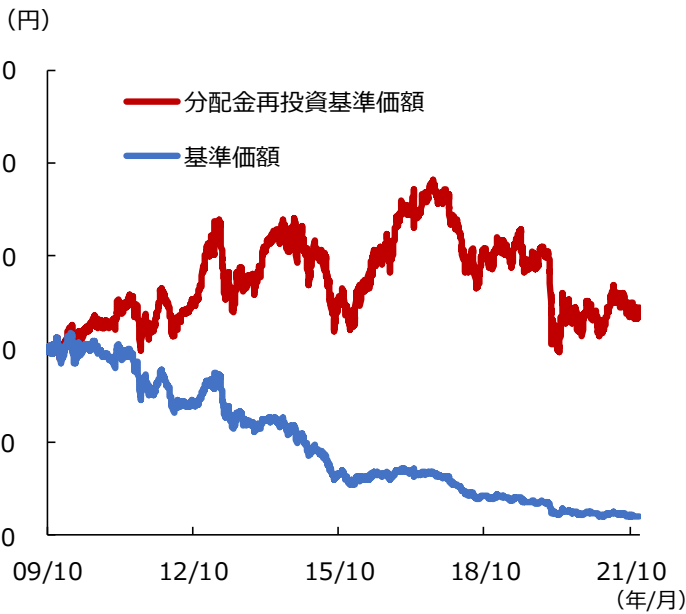
1,036円



中国元コース

基準価額

9,514円



※期間：ブラジルリアルコースは2009年10月28日（設定日前営業日）～2022年1月5日（日次）

中国元コースは2011年1月24日（設定日前営業日）～2022年1月5日（日次）

※基準価額は2022年1月5日時点

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金をファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※P.7の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

※別紙1～3も併せてご確認ください。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

○『DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ』は、以下6本のコースで構成される投資信託です。

＜円コース＞、＜米ドルコース＞、＜豪ドルコース＞、＜南アフリカランドコース＞、＜ブラジルリアルコース＞、＜中国元コース＞

○主として米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等^(※))に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

・各コースは外国投資信託(ケイマン エマージング ソブリン ファンド)への投資を通じて、米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等)に実質的な投資を行います。

・外国投資信託の運用はウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

(※)各国政府および政府関係機関が発行するソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

○為替変動リスクの異なる6コースの中から選択でき、その後のスイッチングも可能です。

・各コース(＜米ドルコース＞を除く)が投資を行う外国投資信託においては、米ドルに対し各コースの取引対象通貨で為替取引^(※)を行います。

・各コース(＜円コース＞を除く)の基準価額は、各コースの取引対象通貨の対円為替変動の影響を受けます。

(※)為替取引とは、保有資産通貨を売り予約し、取引対象通貨を買い予約する契約を結ぶことです。為替取引を行うと実質的に取引対象通貨を保有することと同様の効果があります。

※販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、各コース間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。なお、スイッチング時には、信託財産留保額がかかるほか、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

○毎月決算を行い、原則として収益分配を行うことを基本とします。

各コース(＜米ドルコース＞を除く)

●毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時には、原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざします。

●毎年1月および7月の決算時には、安定分配に加えて委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

※「原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざす」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

上記注記の記載は2012年6月1日より実施された一般社団法人投資信託協会のルールに則ったものです。

＜米ドルコース＞^(※)

●毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時には、原則として利子配当等収益等を中心に分配を行います。

●毎年1月および7月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

(※)＜米ドルコース＞(2012年7月27日設定)の配分方針の記載は、2012年6月1日より実施された一般社団法人投資信託協会のルールに則ったものであり、実質的に他のコースの配分方針と異なるものではありません。

・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・分配金額は、配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○ファンドは「DIAMマネーマザーファンド」への投資も行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

・各ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度[※]が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

・各ファンドが実質的な主要投資対象とする米ドル建て新興国ソブリン債には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。

主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

○ 為替リスク…… ●各コース(＜円コース＞および＜米ドルコース＞を除く)

主要投資対象である外国投資信託では、原則として保有資産通貨(米ドル)を売り予約し、各コースの取引対象通貨を買い予約する為替取引を行います。しかし、米ドルの為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。くわえて各コースの取引対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。この場合、各コースの取引対象通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。また、為替取引においては、いずれのコースにおいてもコースの取引対象通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

●＜円コース＞

主要投資対象である外国投資信託では、原則として対円での為替取引を行い為替リスクの低減を図りますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく、米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替取引においては、円金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

●＜米ドルコース＞

主要投資対象である外国投資信託では、原則として為替取引を行いません。このため米ドルに対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

※＜ブラジルリアルコース＞、＜中国元コース＞については、為替取引を行うにあたり為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用します(2021年4月現在)。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待、当該国の資本規制や税制等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や金利市場から想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※外国為替市場の混乱等により為替予約取引やNDF取引が行えなくなった場合、コースの取引対象通貨の為替への投資ができなくなる等ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。特にNDF取引は為替予約取引に比べ当該国の資本規制や税制等の影響により流動性が乏しくなることがあることから、そのリスクが高くなります。

※NDF取引については、別紙3をご参照ください。

○ 金利リスク…… 一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。各コースは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ金利リスクが大きくなる傾向があります。

○ 信用リスク…… 各コースが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

○ カントリー…… 各コースが実質的に投資を行う通貨や債券の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

○ 流動性…… 各コースにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

各ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2024年10月29日まで(2009年10月29日設定。ただし、＜中国元コース＞は2011年1月25日設定、＜米ドルコース＞は2012年7月27日設定。)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合。 ・各ファンドにおいて受益権の口数が10億口を下回るることとなった場合。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動引き落とし投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
スイッチング	「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」を構成する各ファンド間でスイッチングができます。 スイッチングとは、すでに保有しているファンドを換金すると同時に他のファンドの購入の申込みを行うことをいい、ファンドの換金代金が購入代金に充当されます。スイッチングの際には、ご換金時の費用(信託財産留保額)がかかるほか、税金および各販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 ※販売会社によってはスイッチングのお取扱いをしない場合がありますのでご注意ください。スイッチングのお取扱い等、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。
その他	販売会社によっては一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担：各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.67%(税抜1.565%)(概算) ・各ファンド：ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.155%(税抜1.05%) ・投資対象とする外国投資信託：外国投資信託の純資産総額に対して年率0.515%程度
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※投資対象とする外国投資信託においては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※P.7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

※別紙1～3も併せてご確認ください。

投資信託ご購入の注意

投資信託は

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取り扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡する投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 各ファンドは、実質的に債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆委託会社およびファンドの関係法人◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号

加入協会:一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

<受託会社>みずほ信託銀行株式会社

<販売会社>販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先◆

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2022年1月6日時点

商号	登録番号等	日本証券協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ランドコース	レアルコース	元コース
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○		□	□	□	□	□	□
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○			□	□	□	□	□	※1
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○			□	□	□	□	□	
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○				□	□	□	□	□	□
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			○		□	□	□	□	□	□
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○		□	□	□	□	□	□
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○		□	□	□	□	□	□
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○			□	□	□	□	□	□
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○					□	□	□	□	□	□
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○			□	□	□	□	□	□
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号	○					□	□	□	□	□	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○		□	□	□	□	□	□
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○		□	□	□	□	□	□
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○						□	
東武証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第120号	○					□	□	□	□	□	□
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○			○		□	□	□	□	□	□
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○		□	□	□	□	□	□
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○		○		□	□	□	□	□	□
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○			□	□	□	□	□	□
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○					□	□	□	□	□	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○	○				□	□	□	□	□	□
三木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第172号	○					□	□	□	□	□	□
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○					□	□	□	□	□	□
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○				□	□	□	□	□	□
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号	○		○			※1		※1	※1	※1	
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第622号	○					※1	※1				

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によっては、一部コースのみのお取扱いとなります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

211223JS313918~313921,313935,313942ファンド通信

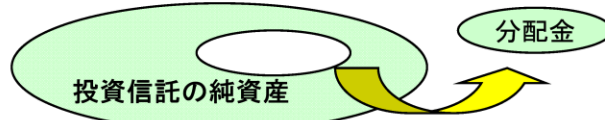
※別紙1~3も併せてご確認ください。

収益分配金に関する留意事項

別紙1

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

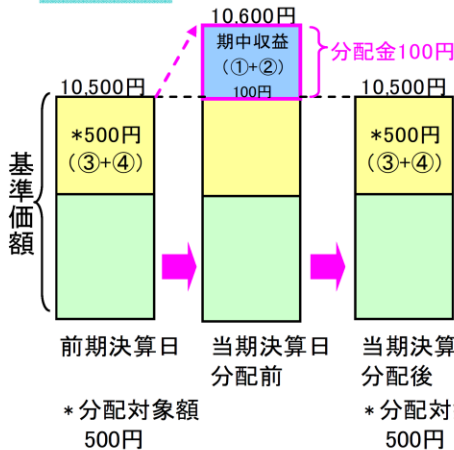
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

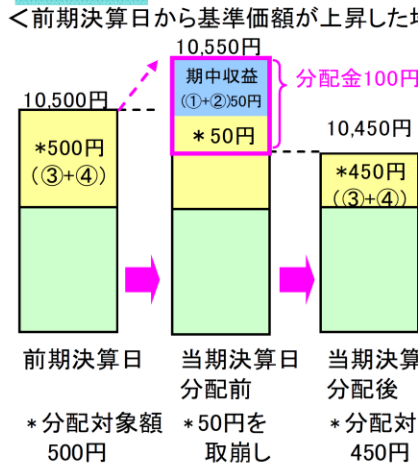
計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

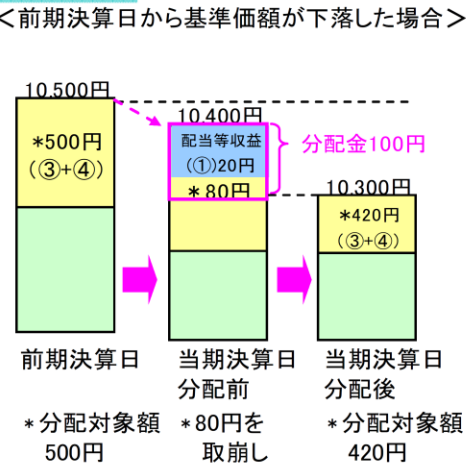
ケースA



ケースB



ケースC



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円
 ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
 ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

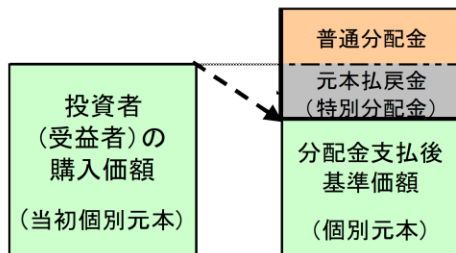
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

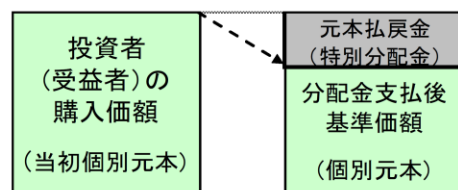
投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。



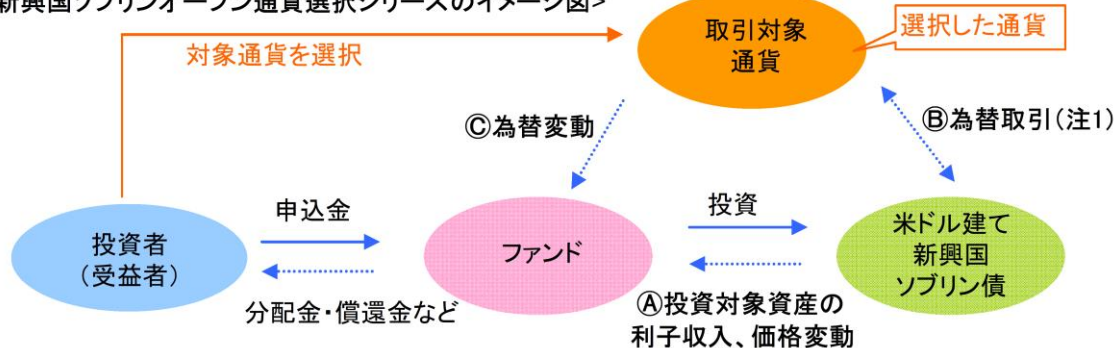
普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

●通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるように設計された投資信託です。

< DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズのイメージ図 >



(注1)取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

※ <円コース>は、原則として対円での為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※ <米ドルコース>は、原則として為替取引を行いません。

●DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズの収益源としては、以下の3つの要素があげられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

①投資対象資産による収益(上図④部分)

- ・米ドル建て新興国ソブリン債が値上がりした場合や利子が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、米ドル建て新興国ソブリン債が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

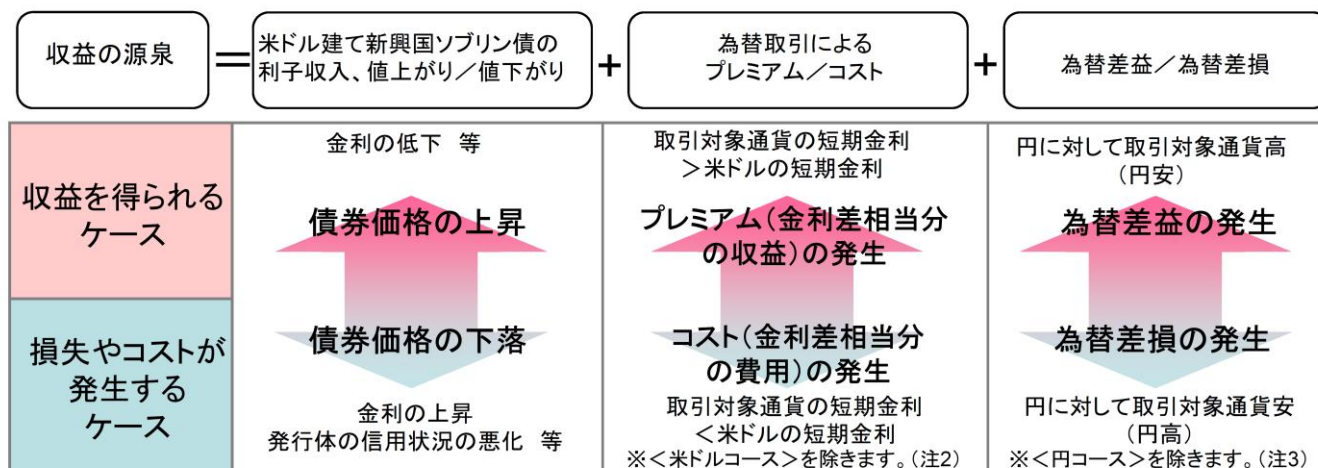
②為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)(上図⑤部分、<米ドルコース>除く)

- ・「選択した通貨」の短期金利が、「米ドル建て新興国ソブリン債の通貨」(米ドル)の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
- ※「選択した通貨」が新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③ 為替変動による収益(上図⑥部分、<円コース>除く)

- ・上図⑤部分とは異なり、上図⑥部分については対円での為替取引を行っていないため、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が発生します。

●これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。



(注2) <米ドルコース>は、為替取引を行わないため、為替取引によるプレミアム/コストは発生しません。

(注3) <円コース>は、原則として対円での為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

為替予約取引とNDF取引

為替取引を行うにあたり、通常は「為替予約取引」を用います。

しかし、一部の新興国通貨では……
(中国元、ブラジルレアル、インドルピー、
インドネシアルピアなど)
「為替予約取引」ができません。

そこで

NDF取引を活用

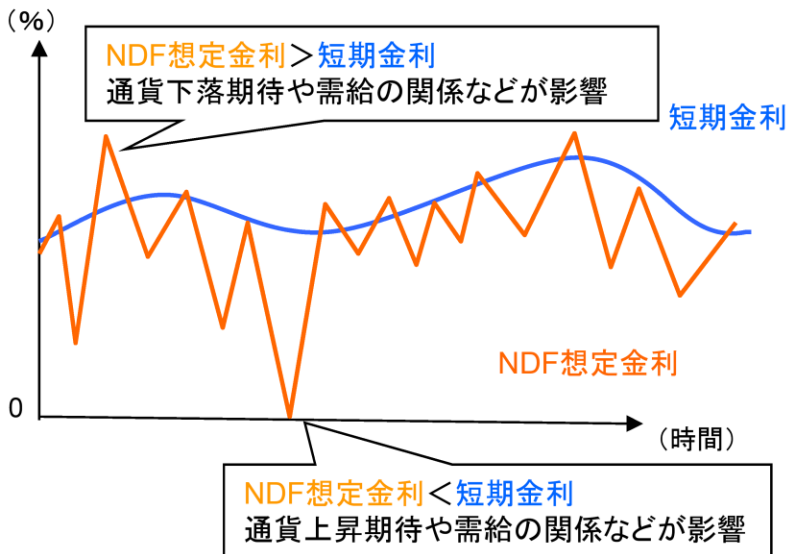
【理由】

為替市場が未成熟であったり、当局が国外での自国通貨の流通を制限しているなどの理由で、本国以外で多額の当該通貨の保有、調達、決済などが難しいためです。

NDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引とは

- 直物為替先渡取引の一種です。主に金融機関との相対取引で、当該通貨の受渡しが発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済を行います。
- 通常の為替予約取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、金利裁定(割高や割安を是正する市場のメカニズム)が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、**NDFの取引価格から想定される金利(NDFインプライド金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離**する場合があります。

<NDF想定金利と短期金利が乖離する例(イメージ)>



NDFの取引価格から想定される金利(NDFインプライド金利)は、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる程低くなる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の減少やコスト(金利差相当分の費用)の発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

※左記は、イメージであり、すべての事象があてはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

- 外国為替市場の混乱等によりNDFが利用できなくなった場合には、選択した通貨への投資ができなくなるなどファンドの運用方針に沿った運用ができなくなるリスクもあります。同様のことが通常の為替予約取引についてもいえますが、特にNDFは為替予約取引に比べて流動性が乏しくなることがあるため、そのリスクが高くなります。

※上記の要因以外でも、投資対象資産の通貨の短期金利が上昇した場合は、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)が減少したり、コスト(金利差相当分の費用)が生じる可能性があります。

※上記は、NDF取引や為替市場に関する説明の一部であり、NDF取引および為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

(出所:各種情報に基づき委託会社作成)